

果樹園地改植支援事業費補助金交付要綱

園 第 2784号
令和4年3月31日
改正 園農第 1944号
令和4年12月19日
改正 園農第 1028号
令和5年 8月 8日
改正 園農第 1757号
令和5年10月17日
改正 園農第 3175号
令和6年 3月28日
改正 園農第 377号
令和8年 5月15日

(趣旨)

第1条 知事は、高品質な果樹の生産拡大を目的とし、事業実施主体（以下「間接補助事業者」という。）が行う樹園地の改植・補植のための事業（以下「本事業」という。）に要する経費に対し、市町又は「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局通知）第2の産地計画の策定主体（以下「果樹産地協議会」という。）が補助する場合、市町又は果樹産地協議会（以下「補助事業者」という）に対し予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(事業の実施期間)

第2条 本事業の実施期間は、令和4年度から令和10年度（西暦2028年度）までの7年間とする。ただし、別表の事業区分のうち花粉供給安定対策については令和6年度から令和8年度（西暦2026年度）までの3年間とする。

(交付の対象経費及び補助率等)

第3条 本事業の事業区分、事業実施主体、要件、補助対象経費、補助率及び重要な変更は、別表のとおりとする。

2 間接補助事業者は、自己又は組織の構成員等が次のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 間接補助事業者は、前項の（2）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人、その他の団体又は個人であってはならない。
- 4 間接補助事業者は、種苗法違反をしている法人、その他の団体又は個人であってはならない。

（補助金の交付申請）

- 第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。
- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。
- 3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、別に定める日とし、その提出部数は1部とする。
- 4 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到着してから当該申請にかかる補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

（補助金の交付の条件）

- 第5条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更のない場合で、別表に掲げる変更以外の変更については、この限りではない。
 - (3) 補助事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付）のとおり県内企業と契約するように努め、原則として2者以上による見積合わせや入札を実施して業者を決定すること。
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合に

おいては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

(7) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、(2)から(6)までに規定する条件のほか、次に掲げる条件を付すること。この場合において、(2)から(6)まで及び佐賀県ローカル発注促進要領の中で「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「補助事業者」と、「県」とあるのは「市町」又は「果樹産地協議会」とそれぞれ読み替えるものとする。

ア 規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、間接補助金の交付の決定の全部、若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

イ 間接補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

ウ 間接補助事業者が、間接補助金の他の用途への使用をし、その他間接補助事業に関し、間接補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、当該間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

エ 間接補助事業者が、第3条第2項、第3項及び第4項の規定に該当することが判明したときは、前項ウの規定を準用することがあること。

2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条に規定する申請の取下げをできる期間は、補助金の交付決定を受けた日から14日以内とする。

(事業の着手等)

第7条 事業の着手(苗木・資材の発注を含む。)は、補助金の交付決定に基づき行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

4 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過し

た日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日（第9条第1項の規定により交付金の全額を概算で交付した場合は、補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月30日）のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

（補助金の交付）

第9条 この補助金は、知事が必要と認める場合は、概算払で交付することができるものとする。

2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、様式第4号（概算払）又は第5号（精算払）のとおりとする。

（事業実施状況の報告）

第10条 補助事業者は「省力樹形の導入に向けた大苗育成支援対策」に取り組む場合、大苗を定植した年度の翌年度までの間、毎年度、事業実施状況について、様式第7号により6月30日までに知事に報告するものとする。

（書類の提出）

第11条 規則又はこの要綱に基づいて提出する書類は、主たる市町又は果樹産地協議会を経由するものとする。

2 市町長又は果樹産地協議会長は、前項により書類の提出があった場合は、必要な指導及び調整を行い、所轄農林事務所地域農業振興センターを経由して知事に提出するものとする。ただし、杵島農業振興センター管内の市町長又は果樹産地協議会長は、書類の提出先を藤津農業振興センターとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月15日から施行する。

別表 (第3条関係)

事業区分	事業実施主体	要 件	補助対象経費	補助率	重要な変更
対策 ① 果樹園地若返り支援	(1) 県内在住の農業者 (2) 農業者の組織する団体(2戸以上で構成され、代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約の定めがあること) (3) 県内の法人	ア 県の振興品種又は、地域果樹産地構造改革計画における奨励品種であること。	(ア) なしの改植・補植に要する経費	定額 170千円/10a ※1	(a) 補助金額の変更 (b) 補助事業の中止 (c) 事業実施主体の変更
対策 ② 花粉供給安定		イ 国の補助制度で対象とならない部分的な改植・補植であること。			
		ウ 受益面積が1園地当たり合計1a以上であること。			
大苗育成支援対策 ③ 省力樹形の導入に向けた		ア 花粉採取に適した県の振興品種又は、地域果樹産地構造改革計画における奨励品種のいずれかであること。	(ア) なし花粉採取用の苗木の植付に要する経費	定額 2千円/本 ※2	
		イ 国の補助制度や本事業の①の対象とならない植栽であること。			
		ウ 省力化推進計画(10年)が作成されていること			
		ア 幸水(ホクシマメナシ台、マメナシ台)、凜夏、甘太、花粉採取に適した県の振興品種又は、地域果樹産地構造改革計画における奨励品種のいずれかであること。	(ア) なし又はなし花粉採取用品種の大苗育成に要する経費	定額 250千円/10a ※1	
		イ 1農地あたりの受益面積が地続きで3a以上、10aあたりの育成苗数が125本以上であること			
		ウ 省力化推進計画(10年)が作成されていること			

※1 ただし、1aに満たない端数があるときは、これを切り捨てて算定する。

※2 ただし、本事業で導入するなし花粉採取用の苗木の植付本数は、受益者ごとのなしの合計栽培面積(アール換算の整数第1位以下を切上げ)の10aあたりに1本を上限とする。

※3 本事業における大苗とは、ジョイント栽培への改植や新植を行うことを前提として購入した苗を一定期間育成したもの

(様式第 1 号)

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者

住 所

〇〇市(町) 又は〇〇果樹産地協議会の長
氏 名

令和 年度果樹園地改植支援事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金
金 円を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び果樹園地改植支援
事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

別紙 1 のとおり

(様式第 2 号)

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者

住 所

〇〇市(町) 又は〇〇果樹産地協議会の長
氏 名

令和 年度果樹園地改植支援事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付 第 号により補助金交付決定の通知があった果樹園地改植支援事業費補助金について、下記に記載した理由により事業の内容等を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので佐賀県補助金等交付規則及び果樹園地改植支援事業費補助金交付要綱の規定により関係書類を添えて申請します。

記

別紙 1 のとおり

- 注 1) 金額の変更がない変更承認申請の場合は、〔 〕の部分は削除すること。
- 注 2) 記以下は、補助金交付申請書に準じて作成すること。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」に書き換え、事業計画及び経費の配分が変更前と変更後で比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- 注 3) 添付資料については、補助金交付申請書から変更があったものに限り添付すること。

(様式第3号)

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事

様

申請者

住 所

〇〇市(町) 又は〇〇果樹産地協議会の長

氏 名

令和 年度果樹園地改植支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付 第 号で補助金交付決定の通知があった果樹園地改植支援事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び果樹園地改植支援事業費補助金交付要綱の規定により、その実績を報告します。

記

別紙1のとおり

注1) 記以下は、補助金交付申請書に準じて作成し、交付申請書または変更承認申請書から金額等に変更があった場合は比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に記載すること。

注2) 実績報告の事業の内容及び収支精算が、補助金交付申請書又は事業変更承認申請書と異なる場合は、比較できるよう作成すること。

(様式第4号)

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者

住 所

〇〇市(町) 又は〇〇果樹産地協議会の長

氏 名

令和 年度果樹園地改植支援事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定通知があった果樹園地改植支援事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び果樹園地改植支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
内訳 確 定 額	金	円
交 付 済 額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

【口座番号】 ※果樹産地協議会の場合は記入

口座名義人	
名義人のフリガナ	
金融機関・本支店名	
口座種類	
口座番号	

注1) 「概算払」で交付する場合の様式である。

注2) 別紙5の補助金請求一覧表を添付すること。

注3) 組織の代表者と口座名義人が異なる場合は、委任状を添付すること。

(様式第 5 号)

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者
住 所
〇〇市(町) 又は〇〇果樹産地協議会の長
氏 名

令和 年度果樹園地改植支援事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付 第 号で額の確定通知があった令和 年度果樹園地改植支援事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び果樹園地改植支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
内訳 確 定 額	金	円
交 付 済 額	金	円
今回請求額	金	円

【口座番号】 ※果樹産地協議会の場合は記入

口座名義人	
名義人のフリガナ	
金融機関・本支店名	
口座種類	
口座番号	

注 1) 「精算払」で交付する場合の様式である。
注 2) 組織の代表者と口座名義人が異なる場合は、委任状を添付すること。

(様式第6号)

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者

住 所

〇〇市(町) 又は〇〇果樹産地協議会の長

氏 名

令和 年度果樹園地改植支援事業費補助金交付請求書に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定通知があった果樹園地改植支援事業費補助金について、佐賀県補助金等交付規則及び果樹園地改植支援事業費補助金交付要綱の規定により規定により、下記のとおり報告します。

記

1 佐賀県補助金等交付規則第13条に基づく確定額 (令和 年 月 日付け 第 号による額の確定 通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(様式第 7 号)

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者
住 所
〇〇市(町) 又は〇〇果樹産地協議会の長
氏 名

令和 年度果樹園地改植支援事業費補助金の事業実施状況について

果樹園地改植支援事業費補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実施状況

	事業実施年度 (年度)	当年度 (年度)
大苗定植予定(完了)時期	令和 年 月	令和 年 月
育成苗木本数(本/10a)		
育成苗木本数が 125 本/10a を下回る場合の改善方策		

2 添付資料

- ・別紙 1
- ・省力化推進計画

(別紙 5)

市町又は果樹産地協議会補助金請求一覧表

(市町又は果樹産地協議会名)

事業区分	事業内容	事業費	県補助金 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残 額 (A)-((B)+(C))	事業完了 予定年月日	備考
		円	円	円	円	円		

(別紙1)

1 事業の目的（成果）

2 事業の内容

(1) ①果樹園地若返り支援対策の取組

園地 番号	事業実施主体	耕作者	所在地番	品種		植栽本数 (本)	改植・補植実施面積（a）		事業費 (円)	実施予定日 (実施日)	備考
				改植・補植前	改植・補植後		園地	耕作者計			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
合 計											

- 注 1 面積は耕作者ごとに合計（1a未満は切り捨て）し、事業費は耕作者ごとに合計した面積から計算してください。
- 2 記入欄が足りないときは、適宜追加してください。
- 3 補植のみの場合、改植・補植前の品種は「－」としてください。
- 4 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合は「減額した金額〇〇〇円(県費相当額) を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は「含税額」とそれぞれ記入すること。

②花粉供給安定対策の取組

番号	事業実施主体	耕作者	なし栽培面積 (a)	植栽本数				事業費 (円)	実施予定日 (実施日)	備考
				長十郎	新興	松島	計			
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
合計										

- 注 1 ①にも取り組む場合、重複しないようにすること。
- 2 記入欄が足りないときは、適宜追加してください。
- 3 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合は「減額した金額〇〇〇円(県費相当額) を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は「含税額」とそれぞれ記入すること。

③省力樹形の導入に向けた大苗育成支援対策

番号	事業実施主体	耕作者	育成期間における 所在地番	植栽園地地番	品種	受益面積 (a)	なし育成苗木本数		事業費 (円)	実施予定日 (実施日)	備考
							本	本/10a			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
合計											

- 注 1 受益面積及び事業費等は圃場ごとに算出してください。
- 2 記入欄が足りないときは、適宜追加してください。
- 3 備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合は「減額した金額〇〇〇円(県費相当額)を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は「含税額」とそれぞれ記入すること。

(2) 経費の配分及び負担区分

区分	事業費	補助事業に要する (した) 経費	負担区分		備考
			県費補助金	その他	
果樹園地若返り支援対策	円	円	円	円	
花粉供給安定対策					
省力樹形の導入に向けた 大苗育成支援対策					
計					

3 事業完了(予定)年月日 令和 年 月 日

4 収支予算（精算）

（１）収入の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度精算額）	前年度予算額 （又は本年度予算額）	比較増減		備考
			増	減	
県費補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

（２）支出の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度精算額）	前年度予算額 （又は本年度予算額）	比較増減		備考
			増	減	
果樹園地改植支援事業	円	円	円	円	
その他					
計					

5 添付資料

- ・誓約書（別紙A・B）
- ・事業実施図の位置図
- ・改植・補植前後の確認票（別紙２）（①果樹園地若返り支援対策に取り組む場合）
- ・なし栽培面積確認票（別紙３）（②花粉供給安定対策に取り組む場合）
- ・大苗育成前の確認表（別紙４）（③省力樹形の導入に向けた大苗育成支援対策に取り組む場合）
- ・省力化推進計画（③省力樹形の導入に向けた大苗育成支援対策に取り組む場合）
- ・市町又は果樹産地協議会の補助金交付に関する要綱又は規定

(別紙 2)

①果樹園地若返り支援対策

改植・補植前後の確認票

耕作者	
所在地番	
園地全体面積	m ²
改植・補植植栽本数	本
改植・補植面積	m ²

作型（該当に○）		ハウス・トンネル・露地
品種	改植・補植前	
	改植・補植後	

1. 列植図

--

※植栽予定樹（改植・補植）と改植等しない樹（既存樹）の場所が分かるようマークを付けてください。

〔改植予定樹：○、補植予定樹：□、改植しない樹（事業前後で変わらない樹：△）〕

※地続きの改植箇所ごとにマーカー等でグルーピングしてください。

※地続きで13本以上となる箇所については、その箇所の実面積を記入してください（実面積2a未満の場合のみ事業対象）。

2. 改植・補植前後の担当者確認

○改植・補植前

チェック事項	○/×
①国庫事業で補助対象とならない地続き2a未満の改植・補植である。	
②1園地あたりの改植・補植合計面積が1a以上である。	
③県の振興品種、花粉採取に適した品種又は地域果樹産地構造改革計画に位置付けられた優良品種・特産品種への改植・補植である。	

（確認日 令和 年 月 日）

	所属	氏名
確認者		

※確認者は市町又は果樹産地協議会担当者とする。

○改植・補植後

チェック事項	○/×
計画どおり、改植・補植されている。	

（現地確認日 令和 年 月 日）

	所属	氏名
確認者		
立会人		

※確認者は市町又は果樹産地協議会担当者とする。

※確認者と立会人は異なる機関の者とする。

(別紙3)

②花粉供給安定対策

なし栽培面積及びなし花粉採取用苗木植付確認票

耕作者名	
なし栽培面積	a

植付（予定）本数			
長十郎	新興	松島	計

1. なし栽培面積の確認

園地地番	面積(a)	花粉採取用苗木 植付（予定）本数
合計		

2. 植付前後の担当者確認

○植付前

チェック事項	○/×
なしの合計栽培面積（整数第1位以下を切り上げ）10a当たり1本を超えていない。	

面積確認書類	
--------	--

※面積を園地台帳等で確認すること。

○植付後

チェック事項	○/×
計画どおり、植付されている。	

（現地確認日 令和 年 月 日）

	所属	氏名
確認者		

※確認者は市町又は果樹産地協議会担当者とする。

(別紙4)

③省力樹形の導入に向けた大苗育成支援対策

大苗育成前の確認票

耕作者		
育成期間における所在地番		
植栽園地地番		
受益面積		a
育成苗木本数		本
10a当たり育成苗木本数		本/10a

品種	
----	--

2. 大苗育成前後の担当者確認

○大苗育成前

チェック事項	○/×
① 1 農地あたりの受益面積が地続きで3a以上である。	
② 受益面積において10aあたりの育成苗数が125本以上である。	
③ 幸水（ホクシマメナシ台、マメナシ台）、凛夏、甘太、花粉採取用品種への改植・補植である。	

(確認日 令和 年 月 日)

	所属	氏名
確認者		

※確認者は市町又は果樹産地協議会担当者とする。

○育苗ほ設置後

チェック事項	○/×
計画どおり、育苗ほが設置され、大苗を育成する条件が整っている。	

(現地確認日 令和 年 月 日)

	所属	氏名
確認者		
立会人		

※確認者は市町又は果樹産地協議会担当者とする。

※確認者と立会人は異なる機関の者とする。

(別紙A)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己または団体の構成員が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐賀県園芸農産課長 様

〔代表者の住所又は事務所所在地〕

住 所

〔団体名、代表者の氏名及び代表者の生年月日〕

(ふりがな)

団体名

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (昭和・平成) 年 月 日

- 注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。
- 2 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者 及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、果樹改植支援事業に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。

(別紙 B)

〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様
(市町長経由)

事業実施主体名

受益農家氏名 (※1)

種苗法に関する誓約書

私は、果樹園地改植支援事業に申請するにあたり、下記の事項を確認し、遵守することを誓約します。

記

- ☐ 他人の畑から苗や穂木を無断で採取しません。
- ☐ 育成者権者に無断で苗の増殖や高接をしません。
- ☐ 無断で増殖した苗や穂木を第三者に譲渡しません。
- ☐ 無断で増殖した苗や穂木を第三者から譲受しません
- ☐ 佐賀県登録品種について、育成者権者に無断で第三者に譲渡しません。
- ☐ 生産地域が県内に制限されている品種については、県外で生産しません。
- ☐ 県内で生産が認められていない他県の登録品種については、育成者権者に無断で苗や穂木の譲受や栽培をしません。
- ☐ 第三者による苗や穂木の盗難を防止するため、圃場を厳重に管理するとともに、収穫が終了した苗や果樹のせん定枝は適切に処分（焼却・粉砕）します。
- ☐ 種苗法や県育成品種の許諾方針に違反すると思われる行為を発見した場合は県に通報します。
- ☐ 種苗法違反を犯した場合の罰則を理解しています。

(参考) 種苗法違反の罰則

- ・ 10 年以下の懲役または、1,000 万円以下の罰金（法人は 3 億円）
- ・ 当該品種の生産・販売の差し止め（樹木の伐採、果実の処分など）
- ・ 無断利用によって育成者が被った損害の賠償

※1) 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。